資料1

北海道障がい者条例について

名称　北海道障がい者及び障がい児の権利擁護並びに障がい者及び障がい児が暮らしやすい地域づくりの推進に関する条例
（略称　北海道障がい者条例）

公布日　平成２１年　３月３１日
施行日　平成２１年　３月３１日（第１、２、９章）
　　平成２１年１０月　１日（第３章）
　　平成２２年　４月　１日（第４～８章　全面施行）
※　平成２４年３月３０日、平成２５年４月１日、平成２８年４月１日　一部改正

条例の目的（北海道障がい者条例　第１条）

この条例は、障がい者及び障がい児の**権利を擁護する**とともに、障がいがあることによって障がい者及び障がい児がいかなる差別、虐待も受けることのない**暮らしやすい地域づくりを推進する**ため、　（略）　もって北海道の障がい者及び障がい児の福祉の増進に資することを目的とする。

■基本的施策（第２章）

「道民理解の促進」「企業等の取組支援」「移動手段の確保」「教育との連携」「ライフサイクルを通じた支援」「地域間格差の是正」など

■障がい者の権利擁護（第３章）

○道・道民は、地域で暮らす障害者の権利擁護への配慮。
○道・道民は、生活の場等において障がい者に対する合理的配慮に努めるとともに、差別や不利益な扱いをしてはならない。
○障がい者に対する虐待の禁止

■基本指針（地域づくりガイドライン）の策定等（第４章）

○障がい者が暮らしやすい地域づくり推進に関するガイドラインを道が策定。

〔ガイドライン事項〕相談支援体制の確保、地域自立支援協議会の設置・運営、社会資源の実態把握、地域コミュニティづくりの推進、就労支援など

○「地域づくりガイドライン」に基づき、道による地域づくり支援の実施
- 圏域ごとに市町村の取組に対する助言等を行う支援員（地域づくりコーディネーター）の配置
- 地域でサポートする人材の養成　等

■障がい者に対する就労支援（第５、６章）

○道による就労支援推進計画の策定
○就労支援企業の「認証」制度
- 認証企業に対する優遇措置（低利融資・入札上の優遇）

○就労支援に関する「指定法人」制度
- 福祉的就労の販路確保、市場調査、商品開発、認証制度のＰＲ等を実施

○「北海道障がい者就労支援推進委員会」の設置
- 学識経験者、関係団体等

○道による調達等への配慮
- 福祉的就労事業所や認証企業からの道の物品又は役務の調達等への配慮

◆ 条例に基づく施策の実施に当たっての基本的考え方

「障がいのある人が当たり前に暮らせる地域は、誰にとっても暮らしやすい地域である」という基本的な考え方の下、次の点に配慮しながら、条例に基づく施策の推進を図ります。

Ⅰ　障がい者の参画を基本とし、幅広い関係者や地域住民との対話を重視すること。
Ⅱ　地域の課題解決力を高め、障がい者が必要とする支援の確保を図ることにより、地域間格差の是正に資すること。
Ⅲ　福祉の枠を超えて、幅広い関係者や関連する施策と連携・協働する取組を推進すること。
Ⅳ　条例に基づく施策の実施状況等を広く道民に公表し、障がいや障がい者に対する道民の理解の促進を図ること。

◆ 「北海道障がい者条例」の主な施策の柱は３つです。

１　障がい者の暮らしやすい地域づくりを進めます。

○　地域づくりガイドラインの作成
○　地域づくりコーディネーターの配置

２　地域で生き生きと暮らせるよう、働く障がい者を応援します。

○　北海道障がい者就労支援推進委員会の設置
○　就労支援推進計画の作成
○　障がい者就労支援企業認証制度
○　指定法人制度

３　障がい者の虐待や差別等をなくし、権利擁護を進めます。

○　虐待、差別及び不利益扱いの禁止
○　立入調査・改善指導・勧告等の重大な権利侵害に対する強制措置

○　障がい者が暮らしやすい地域づくり委員会の設置
○　北海道障がい者が暮らしやすい地域づくり推進本部の設置